

役員並びに評議員の報酬及び費用等に関する規程

制定 平成29年6月7日規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上松町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員並びに評議員の報酬及び費用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第18条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき設置される者をいう。
- (3) 報酬等とは、役員及び評議員（以下「役員等」という。）がその職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の額の決定)

第3条 本会の役員の報酬は、別表第1の金額を会長が理事会の同意を経て、評議員会の承認を得て、決定するものとする。

(報酬等の支給)

第4条 本会は役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員等の報酬は、別表第1に定める金額とする。
- 3 行政機関の役職員等会長が認めた者については、第1項に定める報酬は支給しない。

(報酬の支払方法)

第5条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。

ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(会長の報酬の支給日)

第6条 会長の報酬は、その月の月額的全額を毎月21日に支給する。ただし、その日が金融機関の休日に当たるときは、その日前においてその日に近い金融機関の休日でない日に支給する。

(費用)

第7条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員等が業務のため旅行した場合に支給する旅費の額は、社会福祉法人上松町社会福祉協議会旅費規程によるものとする。

(退職金)

第8条 役員及び評議員の退職金は、支給しないものとする。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、理事会の議決を経、評議員会の承認により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

別表第1

役職等	報酬等の上限額
会長	月額 100,000 円
その他の役員	会議等への出席の都度、 ① 報酬として、半日 2,000 円 1日 4,000 円
評議員	会議等への出席の都度、 ① 報酬として、半日 2,000 円 1日 4,000 円

附則

1 この規程は、平成 29 年定時評議員会開催日から施行する。

2 上松町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用に弁償する規程(最終改訂平成 27 年 4 月 1 日)は廃止する。